

農林水産省職員生活協同組合員の皆さまへ

団体傷害保険 のご案内

**WEB
申込です!**

(傷害総合保険) ケガによる死亡・入院・通院のとき等にお役に立ちます

保険期間：令和4年8月20日午後4時から令和5年8月20日午後4時まで

ワイドなケガの補償に加え、日常生活の「賠償責任事故※オプション」も補償されます!

団体割引

20%

過去の損害率に
よる割引10%

ケガに対する補償は万全ですか?



自転車にぶつけられ、
ケガをした

事故、転倒など
急激かつ偶然な
外来の事故によるケガ



飼い犬が他人にかみついて
ケガを負わせた

事故の相手方に対する
賠償責任補償
※オプション



犯罪に巻き込まれ、ケガをした
※病気に対する補償は対象外です。

犯罪やひき逃げによる
死亡や重度後遺障害
(被害事故補償)

手続き締切日：令和4年6月30日(木)

お申込み方法

スマートフォン・タブレットで簡単申込!

2次元コードよりアクセスして、お手続きをお願いします。

※パソコンからもお手続きできます。「保険のカワシマ」で検索ください。
※WEBでのお手続きが難しい方は、生協もしくはカワシマ代理店までご連絡ください。

手続きの詳細は次のページを
ご覧ください



加入者証がいつでもWEB確認できます

自動継続となりますので、前年と同条件でご継続の場合、お手続きは不要です。

1 契約内容を変更しない場合（原則手続き不要です）

自動継続となります。ただし、契約内容は確認してください。

2 新規加入、契約内容を変更・脱退・確認する場合

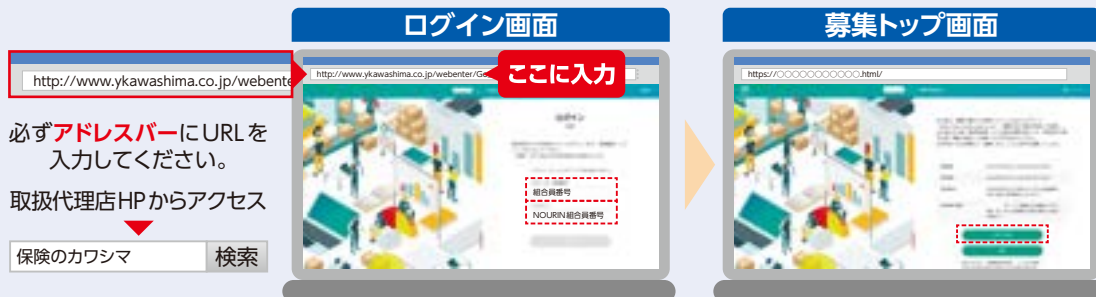
●ID：組合員番号（5桁の番号） ●PW：NOURIN組合員番号

例 ID：00111 PW：NOURIN00111

本画像はイメージとなります。

PCから

PCからの場合 ▶ http://www.ykawashima.co.jp/webenter/Go_Group.html



1.IDとパスワードを入力して「ログイン」ボタンをクリックします。

2.「お申込手続き」ボタンをクリックします。

【健康告知/確認・告知事項】画面 確認・告知事項

この画面では、加入手続きを行う上での確認・告知事項を入力します。

1. 画面を下にスクロールします。
2. 確認・告知事項を確認のうえ、[次へ] ボタンをクリックします。



【加入内容および重要事項のご確認/申込】画面



1. 画面を下にスクロールします。



2. 「1. 加入内容のご確認」について内容に問題がなければ、[上記加入内容を確認しました]にチェックします。

3. 「2. 重要事項等のご確認」について「重要事項を確認する」ボタンをクリックし別ウィンドウで表示された内容を確認します。



4. 内容を確認したら、元の画面に戻ってください。

※ [確認しました] にチェックが入っています。

5. [申込] ボタンをクリックします。



6. 上図メッセージが表示されますので、よろしければ [OK] ボタンをクリックします。

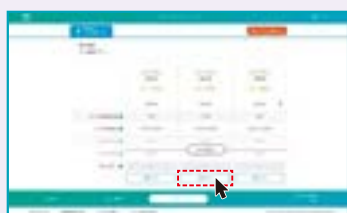
加入手続き「お申込手続き完了」



[申込] ボタンをクリックすると、ご契約内容は確定されますが、募集期間中はいつでも変更可能です。募集期間終了時点の登録内容でのお申込となります。

ご加入のお手続きが完了したら

加入者証は、WEB上で24時間確認することができます。
閲覧期間（令和4年8月20日～令和5年3月14日まで）



4. 各プランの補償内容・保険料を確認し、加入するプランの[選択する]ボタンをクリックします。必要に応じて「口数」を入力します。

5. プランの選択が終了したら、画面を下にスクロールします。[次へ] ボタンをクリックします。



4. 初期値は現在ご加入中のプランが[選択中]になっています。各プランの補償内容・保険金額を確認し、加入するプランの[選択する]ボタンをクリックします。必要に応じて「口数」を入力します。

5. プランの入力が終了したら、画面を上をスクロールします。

6. [次へ] ボタンをクリックします。



交通事故のみ 補償プラン

(交通傷害危険のみ補償特約セット傷害総合保険)

① 交通事故による傷害事故を補償

国内外を問わず、交通事故によるおケガを補償します。

② 入院保険金は、1,000日目まで補償

事故により入院された場合、入院1日につき入院保険金日額をお支払いします。(1,000日限度)

③ 通院保険金の対象期間は事故の発生の日から1,000日目まで

事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内に通院し医師の治療を受けた場合、通院1日につき通院保険金日額をお支払いします。(90日限度) ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。

④ 手術も補償

事故によるケガのため、公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の20倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍、入院中か外来かにかかわらず重大手術に該当する手術は入院保険金日額の40倍の額をお支払いします。ただし、1回の事故につき1回の手術にかぎりです。

⑤ 交通事故による所定の要介護状態を補償

おケガによって所定の「要介護状態」となった場合、事故の発生の日から181日目以降の所定の「要介護状態」が継続するかぎり補償します。(介護保険金を年払)

⑥ 犯罪の被害者となった場合に補償

犯罪、ひき逃げによる事故等にあい、死亡されたり所定の重度後遺障害が生じた場合に、被害事故補償保険金を死亡・後遺障害保険金に上乗せしてお支払いします。 ※自賠責保険等からの給付、加害者等からの賠償金等は差し引かれます。

⑦ 賠償事故も補償 (海外も補償、自己負担額なし) G1・G3タイプご加入の場合のみ

国内外を問わず、日常生活で生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたことによる法律上の損害賠償責任を補償します (G1・G3タイプご加入の場合のみ)。自己負担額 (免責金額) はありません。また、日本国内において発生した事故については、「示談交渉サービス」がご利用できます。

※保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

こんな場合は補償されます

交通事故



飛行機が墜落して死亡



船が転覆してケガ



車が衝突してケガ



駅の改札口に入ってから改札口を出るまでの間のケガ

ケガによる要介護状態



交通事故により要介護状態になった

犯罪事故



通り魔に遭遇し
重度後遺障害を被る



毒入り飲料水を飲まれ
重度後遺障害を被る



ひき逃げにあい死亡



海外でテロにまきこまれて死亡

賠償事故



他人の家のガラスを壊した



お店の商品を壊した



自転車では他人にケガを負わせた



飼う犬が他人に噛みついて
ケガを負わせた

★被保険者の範囲については、P.5をご参照ください。

加入コースの補償額（保険金額）と保険料

（交通傷害危険のみ補償特約、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット）

交通事故のみ パーソナルコース（個人型）（加入口数の限度^{*1} Aタイプ：2口、AA・G1タイプ：1口）（保険期間1年間）

型タイプ	A 加入口数限度：2口		型タイプ	G1 加入口数限度：1口
死亡・後遺障害	750万円	+	個人賠償責任補償（自己負担額なし）	1億円
入院保険金日額	5,000円		毎月の保険料（1口のみ）	120円
通院保険金日額	4,000円			
介護保険金額（年額）	180万円		型タイプ	AA ^{*2} 加入口数限度：1口
被害事故補償保険金額（限度額）	1,800万円		死亡・後遺障害	1,900万円
毎月の保険料（1口あたり）	790円		毎月の保険料（1口あたり）	520円

パーソナルコースに個人賠償責任補償（G1）を追加できます。

※1 複数のタイプに加入される場合は、被保険者お一人につきすべてのタイプの保険金額の合計が死亡・後遺障害5,000万円、入院保険金日額15,000円、通院保険金日額10,000円、介護保険金額400万円、被害事故補償保険金額1億円が限度となります。

※2 AAタイプのみ加入することはできません。必ずAタイプと一緒に加入してください。

※事故によるケガのため、公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の20倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍、入院中か外来にかかわらず重大手術に該当する手術は入院保険金日額の40倍の額をお支払いします。

※団体割引20%、過去の損害率による割引10%を適用しております。

交通事故のみ ファミリーコース（家族型）（加入口数の限度^{*1} Bタイプ：2口、G3タイプ：1口）（保険期間1年間）

型タイプ	B		
	本人	配偶者	その他親族
死亡・後遺障害	700万円	600万円	400万円
入院保険金日額	5,000円	3,500円	2,500円
通院保険金日額	3,500円	2,200円	1,500円
介護保険金額（年額）	180万円	120万円	120万円
被害事故補償保険金額（限度額）	1,800万円	1,200万円	1,200万円
個人賠償責任補償（自己負担額なし）	（型タイプG3）1億円		
毎月の保険料（1口あたり）	1,520円 ^{*2}		

※1 複数のタイプに加入される場合は、被保険者お一人につきすべてのタイプの保険金額の合計が死亡・後遺障害5,000万円、入院保険金日額15,000円、通院保険金日額10,000円、介護保険金額400万円、被害事故補償保険金額1億円が限度となります。

※2 B型保険料内訳：基本部分 1,400円＋個人賠償責任補償（G3）120円

※その他親族とは、本人またはその配偶者の、同居の親族（6親等内の血族、3親等内の姻族）、本人またはその配偶者の、別居の未婚（これまでに婚姻歴がないことをいいます。）の子をいいます。（上記保険金額は、その他親族1名あたりとなります。）

※事故によるケガのため、公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の20倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍、入院中か外来にかかわらず重大手術に該当する手術は入院保険金日額の40倍の額をお支払いします。

※団体割引20%、過去の損害率による割引10%を適用しております。

① ほとんどすべての傷害事故を24時間ワイドに補償

国内外を問わず、交通事故だけでなく、お仕事中、スポーツ中、旅行中のおケガを24時間補償します。

② 入院保険金は、1,000日目まで補償

事故により入院された場合、入院1日につき入院保険金日額をお支払いします。(1,000日限度)

③ 通院保険金の対象期間は事故の発生の日から1,000日目まで

事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内に通院し医師の治療を受けた場合、通院1日につき通院保険金日額をお支払いします。(90日限度) ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。

④ 手術も補償

事故によるケガのため、公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の20倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍、入院中か外来かにかかわらず重大手術に該当する手術は入院保険金日額の40倍の額をお支払いします。ただし、1回の事故につき1回の手術にかぎりです。

⑤ おケガによる所定の要介護状態を補償

おケガによって所定の「要介護状態」となった場合、事故の発生の日から181日目以降の所定の「要介護状態」が継続するかぎり補償します。(介護保険金を年払)

⑥ 犯罪の被害者となった場合に補償

犯罪、ひき逃げによる事故等にあい、死亡されたり所定の重度後遺障害が生じた場合に、被害事故補償保険金を死亡・後遺障害保険金に上乗せしてお支払いします。 ※自賠責保険等からの給付、加害者等からの賠償金等は差し引かれます。

⑦ 賠償事故も補償 (海外も補償、自己負担額なし) G1・G2・G3タイプご加入の場合のみ

国内外を問わず、日常生活で生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたことによる法律上の損害賠償責任を補償します。(G1・G2・G3タイプご加入の場合のみ) 自己負担額(免責金額)はありません。また、日本国内において発生した事故については、「示談交渉サービス」がご利用できます。

⑧ 天災危険補償(CC・DD・EE)タイプにもご加入いただけます。

CC・DD・EEタイプ(天災危険補償特約セット)にも合わせて、ご加入いただけますと、地震、噴火またはこれらによる津波によるおケガも補償します。

※保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

★各コース共通・傷害補償の被保険者の範囲

パーソナルコース (個人型)	カップルコース (夫婦型)	ファミリーコース (家族型)
①被保険者本人	①被保険者本人 ②被保険者本人の配偶者 なお、被保険者本人との続柄は、ケガの原因となった事故発生時におけるものをいいます。	①被保険者本人 ②被保険者本人の配偶者 ③被保険者本人またはその配偶者の同居の親族 ④被保険者本人またはその配偶者の別居の未婚の子 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガの原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任補償特約の被保険者の範囲につきましては、P.11を参照ください。

こんな場合は補償されます

傷害事故



飛行機が墜落して死亡



船が転覆してケガ



車が衝突してケガ



海で溺れて死亡



スキー中にケガ

ケガによる要介護状態



交通事故により
要介護状態になった



仕事中の事故により
要介護状態になった

犯罪事故



通り魔に遭遇し
重度後遺障害を被る



毒入り飲料水を飲まされ
重度後遺障害を被る



ひき逃げにあい死亡



海外でテロに
まきこまれて死亡

賠償事故



他人の家のガラスを壊した



お店の商品を壊した



自転車で他人にケガを
負わせた



飼い犬が他人に噛みついて
ケガを負わせた



階下（他人の家）に
水漏れを出した

加入コースの補償額（保険金額）と保険料

（職種級別A級、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約、天災危険補償特約（CC・DD・EEタイプ）セット）

ワイドプラン パーソナルコース（個人型）（加入口数の限度^{*1} Cタイプ：2口、CC・G1タイプ：1口）（保険期間1年間）

型タイプ	C 加入口数限度：2口
死亡・後遺障害	600万円
入院保険金日額	5,000円
通院保険金日額	2,500円
介護保険金額（年額）	180万円
被害事故補償保険金額（限度額）	1,800万円
毎月の保険料（1口あたり）	1,560円

オプション

型タイプ	G1 加入口数限度：1口
個人賠償責任補償（自己負担額なし）	1億円
毎月の保険料（1口のみ）	120円

型タイプ	CC ^{*2} 加入口数限度：1口
死亡・後遺障害	150万円
入院保険金日額	1,200円
通院保険金日額	1,000円
介護保険金額（年額）	100万円
被害事故補償保険金額（限度額）	1,000万円
毎月の保険料（1口あたり）	550円

パーソナルコースに個人賠償責任補償（G1）を追加できます。

*1 複数のタイプに加入される場合は、被保険者お一人につきすべてのタイプの保険金額の合計が死亡・後遺障害5,000万円、入院保険金日額15,000円、通院保険金日額10,000円、介護保険金額400万円、被害事故補償保険金額1億円が限度となります。

*2 CCタイプのみ加入することはできません。必ずCタイプと一緒に加入してください。

※事故によるケガのため、公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の20倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍、入院中が外来かにかかわらず重大手術に該当する手術は入院保険金日額の40倍の額をお支払いします。

※団体割引20%、過去の損害率による割引10%を適用しております。

カップルコース・
ファミリーコースは次ページへ

ワイドプラン カップルコース (夫婦型) (加入口数の限度*1 Dタイプ: 2口、DD・G2タイプ: 1口) (保険期間 1年間)

型タイプ	D 加入口数限度: 2口		DD*2 (天災オプション) 加入口数限度: 1口	
	本人	配偶者	本人	配偶者
死亡・後遺障害	650万円	300万円	220万円	100万円
入院保険金日額	5,000円	3,000円	1,200円	1,000円
通院保険金日額	2,500円	1,800円	1,000円	800円
介護保険金額 (年額)	150万円	120万円	100万円	90万円
被害事故補償保険金額 (限度額)	1,500万円	1,200万円	1,000万円	900万円
個人賠償責任補償 (自己負担額なし)	(型タイプG2) 1億円		—	
毎月の保険料 (1口あたり)	2,500円*3		970円	

オプション

*1 複数のタイプに加入される場合は、被保険者お一人につきすべてのタイプの保険金額の合計が死亡・後遺障害5,000万円、入院保険金日額15,000円、通院保険金日額10,000円、介護保険金額400万円、被害事故補償保険金額1億円が限度となります。

*2 DDタイプのみ加入することはできません。必ずDタイプと一緒に加入してください。

*3 D型保険料内訳: 基本部分 2,380円+個人賠償責任補償 (G2) 120円

※事故によるケガのため、公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の20倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍、入院中か外来かにかかわらず重大手術に該当する手術は入院保険金日額の40倍の額をお支払いします。

※団体割引20%、過去の損害率による割引10%を適用しております。

ワイドプラン ファミリーコース (家族型) (加入口数の限度*1 Eタイプ: 2口、EE・G3タイプ: 1口) (保険期間 1年間)

型タイプ	E 加入口数限度: 2口			EE*2 (天災オプション) 加入口数限度: 1口		
	本人	配偶者	その他親族	本人	配偶者	その他親族
死亡・後遺障害	850万円	300万円	200万円	240万円	90万円	80万円
入院保険金日額	5,000円	3,000円	2,000円	1,200円	1,000円	900円
通院保険金日額	2,500円	1,500円	1,000円	1,000円	800円	500円
介護保険金額 (年額)	120万円	100万円	100万円	120万円	100万円	100万円
被害事故補償保険金額 (限度額)	1,200万円	1,000万円	1,000万円	1,200万円	1,000万円	1,000万円
個人賠償責任補償 (自己負担額なし)	(型タイプG3) 1億円			—		
毎月の保険料 (1口あたり)	3,600円*3			1,590円		

オプション

*1 複数のタイプに加入される場合は、被保険者お一人につきすべてのタイプの保険金額の合計が死亡・後遺障害5,000万円、入院保険金日額15,000円、通院保険金日額10,000円、介護保険金額400万円、被害事故補償保険金額1億円が限度となります。

*2 EEタイプのみ加入することはできません。必ずEタイプと一緒に加入してください。

*3 E型保険料内訳: 基本部分 3,480円+個人賠償責任補償 (G3) 120円

※その他親族とは、本人またはその配偶者の、同居の親族 (6親等内の血族、3親等内の姻族)、本人またはその配偶者の、別居の未婚 (これまでに婚姻歴がないことをいいます。) の子をいいます。(上記保険金額は、その他親族1名あたりとなります。)

※事故によるケガのため、公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の20倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍、入院中か外来かにかかわらず重大手術に該当する手術は入院保険金日額の40倍の額をお支払いします。

※団体割引20%、過去の損害率による割引10%を適用しております。

 ほとんどのすべての傷害事故を24時間ワイドに補償

国内外を問わず、交通事故だけでなく、お仕事中、スポーツ中、旅行中のおケガを24時間補償します。

 入院保険金は、1,000日目まで補償

事故により入院された場合、入院1日につき入院保険金日額をお支払いします。(1,000日限度)

通院保険金の対象期間は事故の発生の日から1,000日目まで

事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内に通院し医師の治療を受けた場合、通院1日につき通院保険金日額をお支払いします。(90日限度)ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。

4 手術も補償

事故によるケガのため、公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の20倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍、入院中か外来にかかわらず重大手術に該当する手術は入院保険金日額の40倍の額をお支払いします。ただし、1回の事故につき1回の手術にかぎります。

賠償事故も補償（海外も補償、自己負担額なし）

国内外を問わず、日常生活で生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち上がったことなどにより電車等を運行不能にさせたことによる法律上の損害賠償責任を補償します（G4タイプご加入の場合のみ）。自己負担額（免責金額）はありません。また、日本国内において発生した事故については、「示談交渉サービス」がご利用できます。

育英費用も補償

扶養者の方が急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に亡くなられたり、所定の重度後遺障害を被った場合には、育児費用の保険金額の全額をお支払いします。

※扶養者としてご加入時にご指定できる方は、原則として、お子さまと同居されている親権者のうち、そのご家族の生計を維持されている方（収入の最も多い方）にかぎりります。

※保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

加入プランの補償額（保険金額）と保険料

(職種級別A級、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約セット)

こどもプラン (個人型) (加入口数の限度*1 CAタイプ: 3口、G4タイプ: 1口) (保険期間 1 年間)		
型タイプ	CA	CA (2 人目以降のお子さまの場合など)
死亡・後遺障害	109万円	109万円
入院保険金日額	1,500円	1,500円
通院保険金日額	700円	700円
育英費用	500万円	500万円
個人賠償責任補償*2 (自己負担額なし)	(型タイプ G4) 1 億円	—
一時払保険料 (1 口あたり)	7,640円*3	6,280円

*1 複数のタイプに加入される場合は、被保険者お一人につきすべてのタイプの保険金額の合計が死亡・後遺障害5,000万円、入院保険金日額15,000円、通院保険金日額10,000円、介護保険金額400万円、被害事故補償保険金額1億円が限度となります。

※2 個人賠償責任補償特約は1口加入されれば親権者を含めたご家族まで補償されます。したがって2人目からのお子さまは個人賠償責任補償特約をセットしないタイプでのお申込みになります。

*3 CA型保険料内訳：基本部分 6,280円＋個人賠償責任補償（G4）1,360円

※事故によるケガのため、公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の20倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍、入院中か外来からかかわらず重大手術に該当する手術は入院保険金日額の40倍の額をお支払いします。

※団体割引20%、過去の損害率による割引10%を適用しております。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、本サイトに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み：この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者：農林水産省職員生活協同組合
- 保険期間：令和4年8月20日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日：令和4年6月30日（木）
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本サイトに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者：農林水産省職員生活協同組合の組合員のみなさま
 - 被保険者：農林水産省職員生活協同組合の組合員本人またはそのご家族（同居の親族）の方を被保険者としてご加入いただけます。
 【ファミリーコース（家族型）】被保険者本人の配偶者やその他親族（被保険者本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子）も保険の対象となります。
 ※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
 - 【カップルコース（夫婦型）】被保険者本人の配偶者も保険の対象となります。
 ※被保険者本人との続柄は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
 - 【パーソナルコース（個人型）】被保険者本人のみが保険の対象となります。
 - 【こどもプラン（個人型）】「保険期間末日に年齢が満23歳未満」または「学校教育法に定める学校の学生・生徒」である場合に、ご加入いただけます。育英費用補償特約をセットする場合、あらかじめ補償対象となる扶養者をご指定いただけます。扶養者としてご加入時にご指定できる方は、原則として、被保険者と同居されている親権者のうち、そのご家族の生計を主として維持されている方（収入の最も多い方）にかぎり、ただし、就学上の事情等を理由として被保険者が親権者と別居されている場合（下宿学生等）は、別居であっても被保険者を継続して扶養することが明らか親権者にかぎり、扶養者としてご指定できます。
- お支払方法：令和4年9月分から毎月控除となります（12回払）。ただし、こどもプランのみ一時払となります。
- お手続き方法：下表のとおりお手続きください。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		WEB手続きが必要となります。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプランで継続加入を行う場合	手続きは不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合*	WEB手続きが必要となります。
	継続加入を行わない場合	WEB上で脱退手続きが必要となります。

※「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入手続き画面に入力された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入手続き画面の修正方法等は代理店までお問い合わせください。

（注）ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。

- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。
 その場合の保険期間は、中途加入の保険始期日の午後4時から令和5年8月20日午後4時までとなります。
 保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌月から毎月控除します。（こどもプランのみ一括控除）
 WEBでの中途加入は毎月14日（翌月20日）を締切としてお手続き可能です。
- 中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の生協事務局または㈱力ワシマまでご連絡ください。
- 団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【ワイドプランおよびこどもプラン】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ^(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、ワイドプランは、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

（注）保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

- 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
- 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
- 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
- （注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

【交通事故のみ補償プラン】

被保険者が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ^(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

（注）保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

●次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

- | | |
|------------------------------|-------------------------------|
| ①交通乗用具との衝突、接触等の交通事故 | ②交通乗用具に搭乗中 ^(※) の事故 |
| ③駅の改札口を入ってから改札口を出るまでの間における事故 | ④交通乗用具の火災 など |

(※) 正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内（通行できないように仕切られている場所を除きます。）に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害（国内外補償）	死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	【共通事項】 ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為 ^(※1) を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないもの など 【ワイドプラン・こどもプランのみ適用】 ①ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ②自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 など 【交通事故のみ補償プランのみ適用】 ①交通乗用具による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 ②船舶に搭乗することを職務（養成所の生徒を含みます。）とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ③航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故 ④グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故 ⑤被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事その作業に直接起因する事故 など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
	後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%）	
	入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数（1,000日限度）	
	手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下の①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりません。なお、1事故に基づくケガに対して、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) 手術（重大手術 ^(※3) 以外） ＜入院中に受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×20（倍） ＜外来で受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×5（倍） 重大手術 ^(※3) 手術保険金の額＝入院保険金日額×40（倍） （注）重大手術を受けた場合は入院中・外来を問わず、入院保険金日額の40倍の額を手術保険金としてお支払いします。 (※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりません。 (※3) 重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術（穿頭術を含みます。） ②開胸手術および開腹手術（胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。） ③四肢切断術（手指・足指を除きます。） ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾（すい）臓・腎（じん）臓（それぞれ、人工臓器を除きます。）の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律（1997年法律第104号）に規定する移植手術にかぎりません。	
	通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数（事故の発生の日から1,000日以内の90日限度） （注1）通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等 ^(※) を常時装着したときはその日数について通院したものと同みなします。 （※）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 （注2）通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	
	介護保険金 ^(注3)	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害 ^(※) が生じ、所定の要介護状態となった場合、181日目以降の重度後遺障害による要介護状態である期間に対し、1年間につき、介護保険金年額をお支払いします。重度後遺障害による要介護状態である期間に1年未満の端日数がある場合は、1年を365日とした日割計算により介護保険金の額を決定します。 介護保険金の額＝介護保険金年額×要介護期間（年） （事故の発生の日から181日目以降の要介護状態である期間） （※）「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。 （注）介護保険金と被害事故補償保険金は対象となる重度後遺障害の範囲が異なります。	

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
被害事故 (国内・外補償)	被害事故補償 (注1)(注3)	被保険者が、被害事故により死亡された場合または所定の重度後遺障害^(※1)が生じた場合、所定の計算^(※2)により算出した損害額から、下記の給付や賠償金等の合計額を差し引き、1回の事故につき被害事故補償の保険金額を限度にお支払いします。 ①自賠責保険等からの給付 ②対人賠償保険等からの給付 ③加害者等からの賠償金 など (※)「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。 (注)介護保険金と被害事故補償保険金は対象となる重度後遺障害の範囲が異なります。 (注)被害事故補償は、交通事故による事故に限定されません。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます)、核燃料物質等によるもの ④地震、噴火またはこれらによる津波 ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥被害事故を発生させた方が、次のいずれかに該当する場合 被保険者の配偶者、被保険者の直系血族、被保険者の親族のうち3親等内の方、被保険者の同居の親族 など
	賠償責任 (国内・外補償) (注1)	日本国内または国外において、被保険者^(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありません)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者^(※1)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故(例：自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で受託した財物(受託品)^(※2)を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等^(※3)を運行不能にさせた場合 (※1)この特約における被保険者は次のとおりです。 ア.本人 イ.本人の配偶者 ウ.本人またはその配偶者の同居の親族 エ.本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ.本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりません)。ただし、本人に関する事故にかぎりません。 カ.イ.からエ.までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりません)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 (※2)次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 など (※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両^(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩環境汚染に起因する損害賠償責任 ⑪受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害 ⑫受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故 ・置き忘れ^(※2)または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など (※1)次のア.からウ.までのいずれかに該当するものを除きます。 ア.主たる原動力が人力であるもの イ.ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ.身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの (※2)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。
特別費用	育英費用 (国内・外補償) (注1)(注2)(注4)	扶養者^(※1)が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で扶養不能状態^(※2)となった場合、育英費用の保険金額の全額をお支払いします。 (※1)「扶養者」とは、被保険者を扶養する方で加入依頼書等記載の方をいいます。 (※2)「扶養不能状態」とは、次の①または②のいずれかに該当する状態をいいます。 ①事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ②①以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害が生じた場合 (※)「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。	①故意または重大な過失 ②扶養者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③扶養者の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤扶養者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥扶養者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨扶養者が扶養不能状態となった時に扶養者が被保険者を扶養していない場合 など

- (注1) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。
- (※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
- (※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。
- (注2) 複数のご契約にセットされても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。
- (注3) ワイドプラン、交通事故のみ補償プランに加入の方のみセットされています。
- (注4) こどもプランのみの補償となります。

用語のご説明	
用 語	用語の定義
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術を行います。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となる場合があります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryō/kan.html)
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
被害事故	第三者による加害を目的とする事故またはひき逃げ事故等をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^(※1) および同性パートナー ^(※2) を含みます。 (※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。(注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
交通乗用具	電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車、自転車、身体障がい者用車いす、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、キックボード(原動機を用いるものを含みます。)、ペダルのない二輪遊具等は除きます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入手続き画面・告知画面の入力内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入手続き画面・告知画面にご入力いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入手続き画面・告知画面の入力事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
★被保険者ご本人の職業または職務(ワイドプラン・こどもプランの場合) ★他の保険契約等^(※)の加入状況
(※)「他の保険契約等」とは、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
＊口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
＊告知事項について、事実を入力されなかった場合または事実と異なることを入力された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

(共通)

- 加入手続き画面等の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。
 - ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
 - 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- ＜被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について＞
被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分)にかぎり、解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

＜重大事由による解除等＞

- 保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

＜他の身体障害または疾病の影響＞

- すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

＜ワイドプラン・こどもプランの場合＞

- 加入手続き画面入力の職業または職務を変更された場合（新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。
 - 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
 - ワイドプラン・こどもプランでは、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

- 扶養者が変わった場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。（こどもプランのみ）

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まりです。中途加入の場合は、中途加入の保険始期日に保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。

（注）個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
- ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

など

- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例	
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票	など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書	など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面（写）、被害品明細書、賃貸借契約書（写）、売上高等営業状況を示す帳簿（写）	など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書（写）、保証書	など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書	など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書（※）、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収書、承諾書	など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書	など

（※）保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

（注1）事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退（解約）に際しては、分割払でご加入の場合は、既経過期間（保険期間の初日からすでに過ぎた期間）に相当する月割保険料をご精算いただけます。なお、脱退（解約）に際して、返れい金のお支払いはありません。一時払でご加入の場合は、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間（保険期間のうちいまだ過ぎていない期間）の保険料を返れいする場合があります。

（注）ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、

死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご入力いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、本サイトに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- | | | |
|---|---|-------------------------------|
| ☐ 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約 | ☐ 保険金額 | ☐ 保険期間 |
| ☐ 保険料、保険料払込方法 | ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと | |

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

【共通】

- ☐ 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
- ☐ 告知画面に記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- ☐ 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【ワイドプラン・こどもプランにご加入になる方のみご確認ください。】

- ☐ 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者（高所作業の有無を問いません。）、採鉱・採石業者、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業業者
※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。	
※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）の方等についてはお引き受けできません。	

【ファミリーコース（家族型）・カップルコース（夫婦型）にご加入になる方のみご確認ください。】

- ☐ 被保険者の範囲についてご確認ください。

3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- ☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先 (保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

生協事務局

〒107-0052 港区赤坂1-9-13 三会堂ビル地下1階

TEL 03-5575-2170 (保険)

取扱代理店

株式会社カワシマ (神田事務所)

〒101-0046 千代田区神田多町2-9 神田MICビル4階

受付時間 平日の午前9時から午後5時まで

TEL 03-6206-9566

FAX 03-6206-4873

(川島 幸子) TEL 04-7183-2910



※このパンフレットは、電子データとして、
株式会社カワシマのホームページ (<http://www.ykawashima.co.jp>) にも掲載されています。

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部第三課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

受付時間 平日の午前9時から午後5時まで

TEL 03-3349-5408 FAX 03-6388-0162

事故のご連絡 ご相談窓口

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、

取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

受付時間 24時間365日

【事故サポートセンター】 0120-727-110

指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル] 0570-022808 <通話料有料>

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで (土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (<https://www.sonpo.or.jp/>)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- 本サイトは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) でご参照ください (ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は発行しません。WEBでご確認ください。